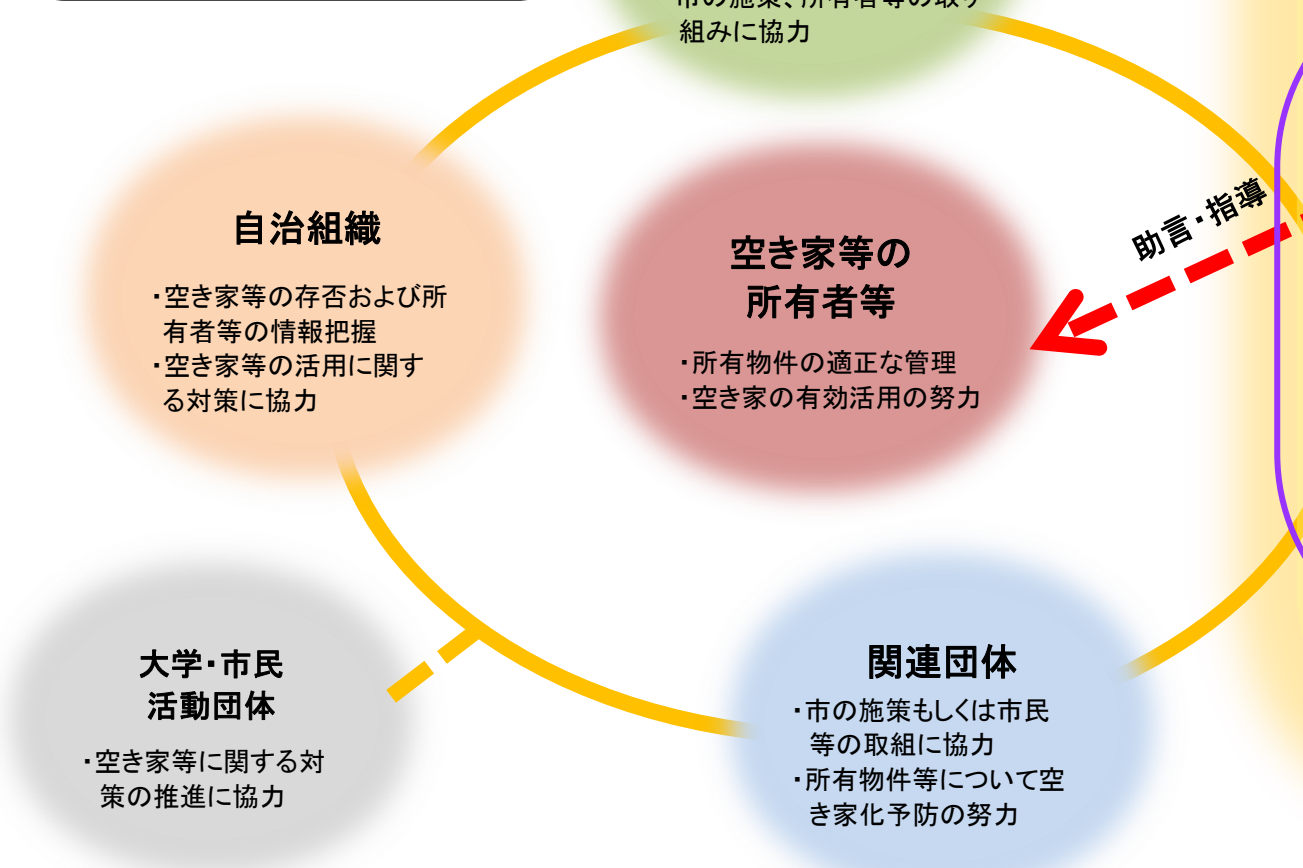
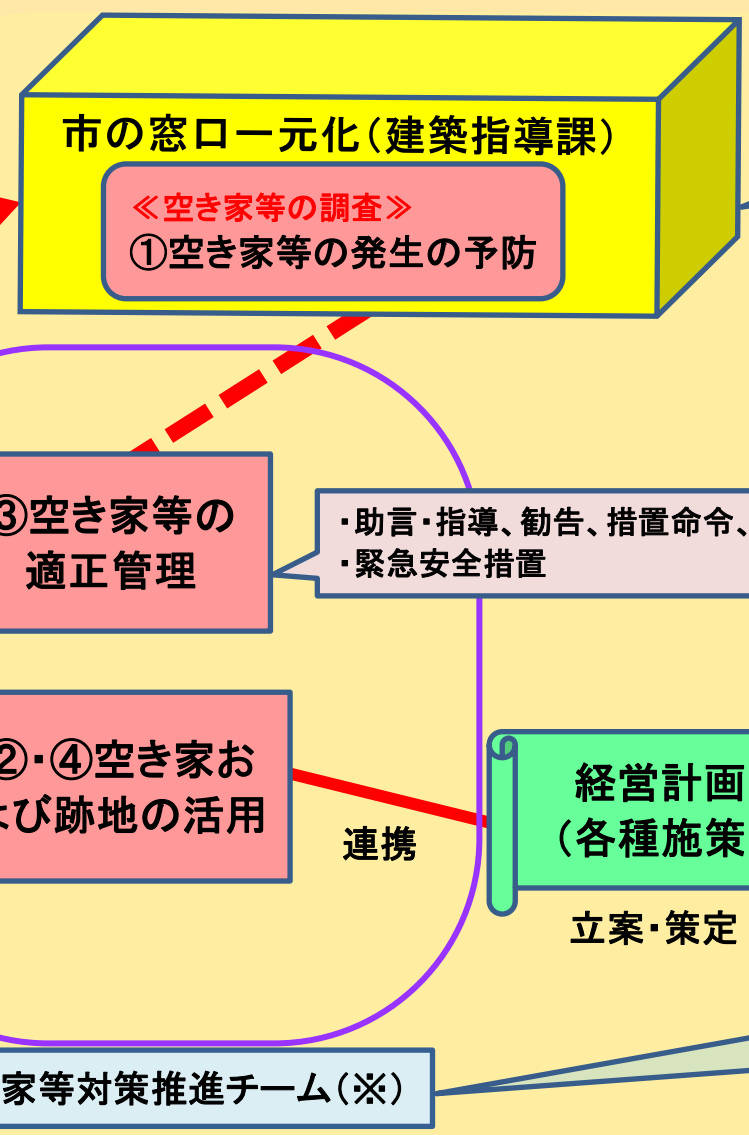


条例のイメージ図

《責務と役割》
市、空き家等の所有者等、市民等、関連団体、自治組織、大学および市民活動団体の責務や役割を定めた上で、それぞれが相互に協力して取り組むこととしています。

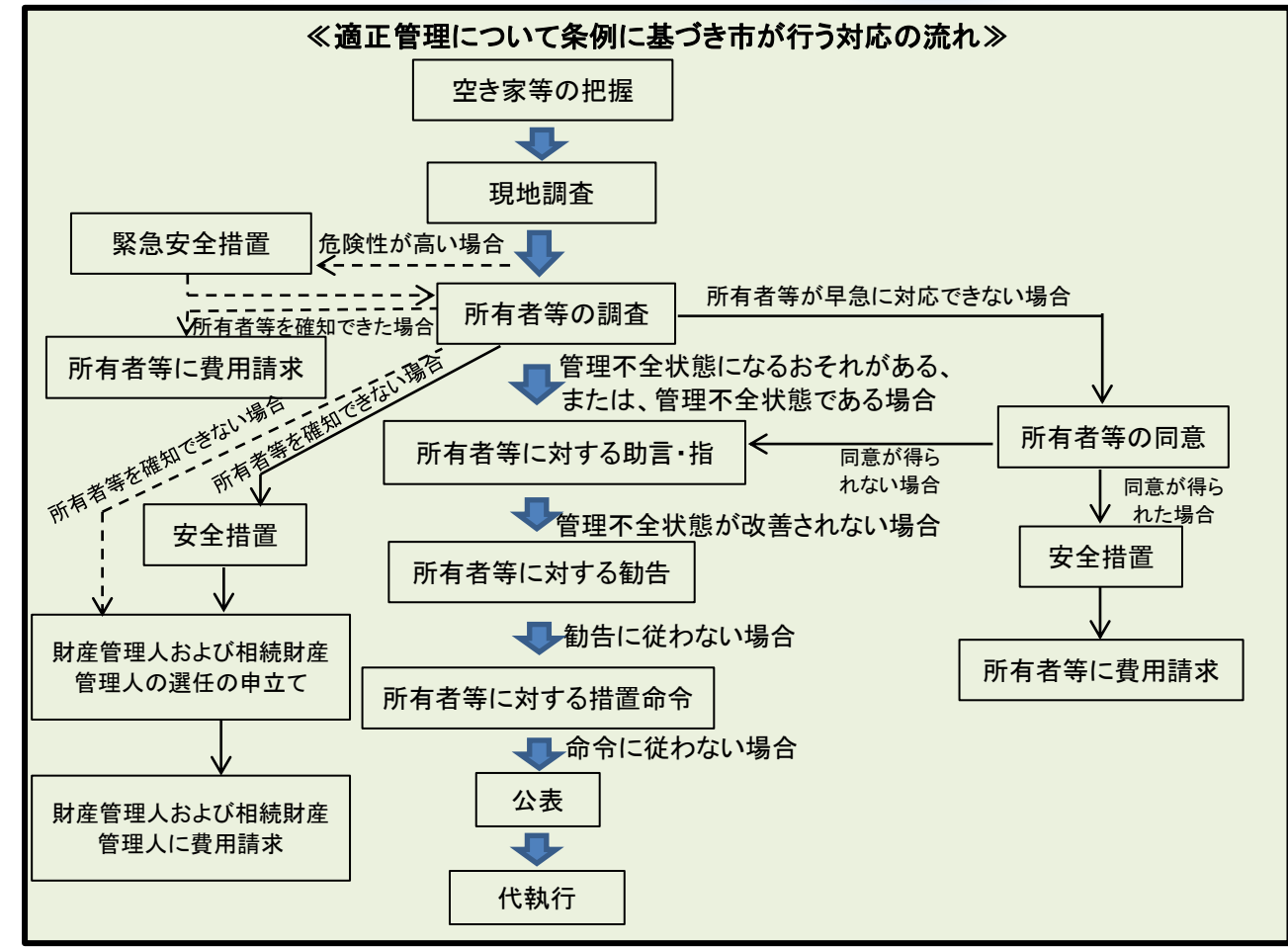


市



市民からの空き家等の相談や苦情などの受付窓口を建築指導課に一元化することで、窓口のたらいまわしなどが減り、速やかな対応が可能となります。

※空家等対策推進チーム
空き家等に関する各課の施策等を部局横断的に運用するために発足されたグループ



《条例を構成する4つの特徴(柱)》

①空き家等の発生の予防
・市民意識の醸成や啓発が図られることにより、空き家化および危険家屋化されにくくなる。

②空き家の活用
・市の施策等で活用だけでなく、関連団体(不動産業等)と連携することにより、空き家の有効活用が促進される。(青森県住み替え支援協議会の相談事業等。)

③空き家等の適正管理
・建物の所有者等に対し、管理不全状態を解消するため、段階的に助言または指導・勧告、措置命令、代執行措置を行うことができる。
・空き家の管理不全状態が著しい状態に達している場合などは、所有者等の同意を得ることなく、緊急安全措置を取ることができる。

④空き家等の跡地の活用
・市と自治組織(町会等)と連携することにより、跡地の有効活用が図られる。(夏場は地域コミュニティの場、冬場は雪置き場等に活用。)

《その他条例における特色》

◎緊急安全措置
・管理不全状態である空き家等の危険状態を回避するため、本条例では、所有者等の同意を得なくても必要な最低限度の措置を講ずることができます。

◎空き家等がある土地の立入調査等
・空き家の管理不全状態の程度を把握するため、所有者等の承諾を得ることなく、必要な範囲において空き家がある土地の立入調査をすることができます。

